

那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリーの 指定管理予定候補者の選定結果について

那覇市市民文化部文化振興課が所管する那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリーについては、以下のとおり指定管理予定候補者を選定したので、その結果を公表します。

なお、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要があり、令和 6 年 2 月議会の議決を経た後に正式に指定することになります。

1 施設の概要

(1) 名 称：那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー

(2) 所 在 地：那覇市久茂地 1 丁目 1 番 1 号 パレットくもじ内

(3) 設置目的

ア 那覇市パレット市民劇場

市民の舞台芸術活動を推進し市民文化の創造に寄与するとともに、市民生活の向上を図る。

イ 那覇市民ギャラリー

市民に美術及び工芸に関する作品を展示する場を提供し、市民の美術及び工芸に関する理解と関心を深めるとともに創作活動の奨励と普及を図り、もって市民文化の向上に資する。

2 指定管理予定候補者

(1) 名 称：パレットグループ

(2) 代 表 者：久茂地都市開発株式会社 代表取締役社長 我那覇 学

(3) 所 在 地：那覇市久茂地 1 丁目 1 番 1 号

3 指定予定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日（1 年間）

4 非公募の理由

「那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」第 6 条第 1 項第 1 号により非公募による選定とする。

5 総評価点

(1) 審査方法

ア 選定委員会

a 選定機関の名称 那覇市文化行政審議会

b 選定委員

会 長 崎山 律子（那覇市文化協会 会長）

- 副会長 上原 正弘（一般社団法人琉球フィルハーモニック 代表理事）
 委員 金城 美奈子（沖縄国際大学総合文学部日本文化学科 非常勤講師）
 委員 比嘉 悦子（民族音楽研究者）
 委員 上地 里佳（公益財団法人沖縄県文化振興会）
 委員 宮城 潤（NPO 法人地域サポートわかさ 那覇市若狭公民館館長）
 委員 宮城 英雄（有限会社新舞台 代表取締役社長）

イ 選定委員会日時 令和6年1月29日 午後3時00分から午後5時00分まで

ウ 選定基準

- a 市民の平等な利用が確保できること。
- b 事業計画書の内容が市民劇場および市民ギャラリーの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の適切化が図られるものであること。
- c 事業計画書の内容に沿った市民劇場および市民ギャラリーの管理を安定して行う能力を有すること。

エ 選定評価採点表

選定基準	審査項目	審査視点	配点
利用者の公平な利用が確保されていること。	利用者の公平な利用の確保	一部の利用者に対して、不当に利用を制限したり優遇したりすることはないか。公共性があるか。	5
施設の設置目的を正しく理解し、施設の効用を最大限に発揮できているか。	設置目的に合致した管理運営に係る基本方針策定	基本的な考え方が、施設の設置目的に合致しているか。	5
	利用者に対するサービスの向上	利用者へのサービス向上や利用者のニーズの把握の方策がとられているか。	5
		管理運営全般について、定期的に評価し、改善に結びつける方策がとられているか。	5
	円滑な施設運営	施設の有効活用の方策はどうか。	5
		緊急時対策や防災対策はとられているか。（マニュアルの整備や職員の指導等）	5
管理に係る経費の適切化が図られること。	経費の適切化に関する考え方	管理運営に係る経費を正しく理解し、支障が生じない、経費見積りがなされているか。	5
		市が支払うべき指定管理料の多寡。	5

		経費適切化に向けた具体的な方策が述べられているか。	5
事業計画に基づき、継続して適切に管理することができる職員体制及び経営基盤を有すること。	職員体制	管理運營業務を遂行するに十分な職員体制がとられているか。(資格や経験等を有する者の従事など)	10
		職員の専門知識・技能を向上させる研修体制は講じられているか。	5
	経営基盤	健全な財務状況であるか。	10
		施設の管理運営の実績はどうか。	10
文化芸術の振興に資する主催事業を実施すること。	実績	過去に実施した主催事業の実績(件数、規模、内容、各種文化助成金の獲得状況等)	5
	実現性	予算規模、実施時期、執行体制等	5
	効果	事業のもたらす効果が文化芸術の振興に資するものであるか。	5
合計点			95

全委員合計の最低基準点	95点×7人×60%	399
-------------	------------	-----

オ 選定結果

提出された事業計画書等の書類及びプレゼンテーションに対して行った審査の結果、全委員の採点結果の合計が満点の6割以上の基準点を満たしており、パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリーの指定管理予定候補者にふさわしい候補者であることを全会一致で確認し、決定した。

団体名	選定委員							合計
	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	G委員	
パレットグループ	78	77	76	70	68	60	51	480

カ 選定理由

各審査項目の総合的な視点から審査を行い、全委員の採点結果の合計点が480点であり、満点の6割である399点を上回る評価を受け、那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリーの指定管理予定候補者としてパレットグループが適任であると判断された。

上記の結果、「パレットグループ」を指定管理予定候補者として選定いたしました。